

国指定史跡「宗像神社境内」

保存活用計画

◆ 概要版 ◆

令和4（2022）年

宗像市教育委員会

宗 像 大 社

目 次

1. 位置図	1
2. 本質的価値	3
3. 大綱	4
4. 保存管理	5
5. 活用	16
6. 整備	17
7. 運営体制	18

1. 位置図

本編 3ページ～5ページ

18ページ～24ページ

史跡「宗像神社境内」は、北部九州から朝鮮半島を結ぶ海域を望む位置にあり、宗像三女神を信仰の対象とする3つの境内（宗像大社沖津宮・宗像大社中津宮・宗像大社辺津宮）から構成されます。



図1 「宗像神社境内」全体位置図

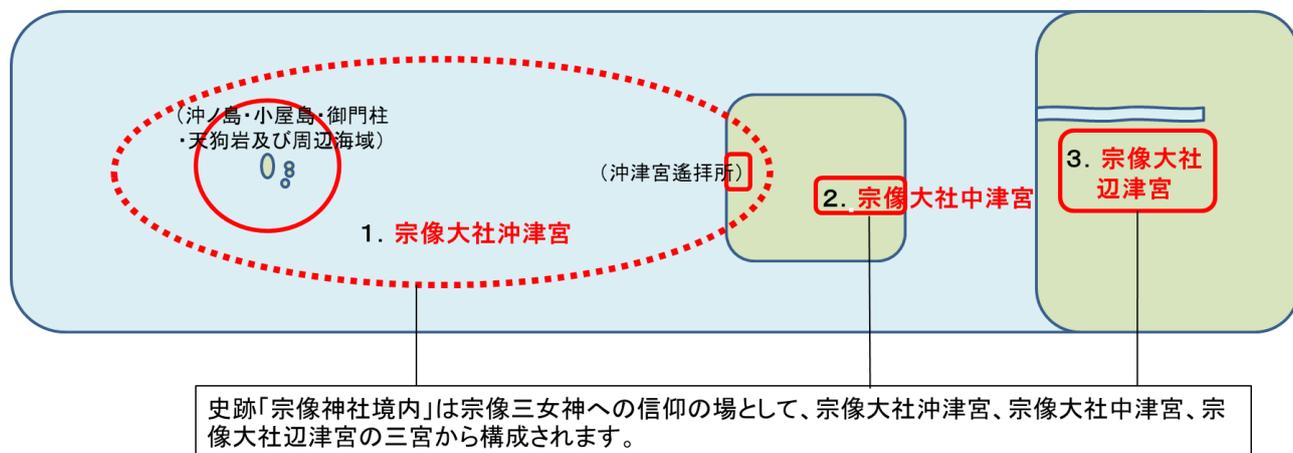


図2 「宗像神社境内」の構成

2. 本質的価値

本編 107 ページと 115 ページ

日本と中国大陸・朝鮮半島とを結ぶ玄界灘に浮かぶ沖ノ島は、古より航海の道標であり、巨岩や原生林からなる島内の独特な自然環境のなかで、大陸から新たな技術や文物を取り込んでいたヤマト王権（大和朝廷）とともに、北部九州の有力な氏族であった宗像氏が奉斎する祭祀の場でした。

それを証する沖ノ島祭祀遺跡では、4世紀後半から9世紀末までの約500年の間に岩上、岩陰、半岩陰・半露天、露天へと立地が4段階に変遷しました。沖ノ島から出土した奉獻品はすべて国宝に指定され、その中には朝鮮半島、中国大陸、遠くは西アジアからの文物までが含まれています。祭祀遺跡は禁忌による厳しい入島制限のため、ほぼ手つかずの状態です。さらに、沖ノ島祭祀の露天祭祀期である8世紀には、大島の御嶽山祭祀遺跡、九州本土田島の下高宮祭祀遺跡でも同様の祭祀が行われました。このような祭祀遺跡は我が国の原始神道期の信仰の在り方を示す極めて重要な物証です。

3箇所の祭祀遺跡を基軸に沖津宮、中津宮、辺津宮へと発展し、記紀や風土記などに記される宗像三女神を祀る三宮からなる宗像神社（現：宗像大社）が形成されます。そこには社殿が建てられ境内配置の原型が整い、神仏習合など信仰思想の変遷とともに自然崇拝に由来する信仰の場として継続性を三宮それぞれが証明します。また、沖ノ島に対する信仰は、天然の鳥居に見立てられた沖ノ島の岩礁である小屋島、御門柱、天狗岩とともに継承され、沖津宮遙拝所に象徴されるように遙拝の文化が近世以降、宗像地域周辺に根付きます。

このように、「宗像神社境内」は、古代祭祀の場を核とする広大な境内域からなる信仰の場が現代に至るまで宗像地域の人々によって維持継承されてきた、信仰の歴史の変遷を遺構や絵図などによって捉えることができる極めて重要な史跡です。

本質的価値を要約すると以下の3点であらわすことができます。

- ① 古代東アジアとの交流のなかで行われた祭祀の場が良好な状態で保存されています。
- ② 古代から続く神社境内の歴史的な信仰の変遷を示す遺構が重層的に残されています。
- ③ 自然崇拝から派生する信仰の場が今も残されています。

3. 大綱

本編 122 ページと 123 ページ

宗像神社境内は、沖津宮、中津宮及び辺津宮のそれぞれが古代から続く人々の信仰の場です。周辺に広がる漁村や農村の生業に携わるひとびとが信仰し、海域や山林、社叢等の自然環境に恵まれた境内は、現在もなお静謐かつ尊厳のある信仰の場として維持されています。

大綱

<保存管理>

○国史跡「宗像神社境内」及び世界遺産「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群の価値を正しく後世に伝えるため、調査研究を継続的、発展的に実施しつつ、適切に保存管理します。

<活用>

○現在も生きた信仰の場であることを最大限尊重しつつ、史跡や世界遺産としての価値を伝えるための活用を実施します。

<整備>

○史跡及び世界遺産の価値を守り伝えるため、調査研究の成果を踏まえつつ、信仰活動とも調和した整備を実施します。

<運営体制>

○土地所有者、関係機関、地域住民との連携とともに史跡及び周辺の保存管理・活用・整備に取り組みます。

(1) 基本理念

史跡の本質的価値が損なわれないことを大前提とし、さらに、世界遺産の構成資産としての顕著な普遍的価値を守るために、次のとおり基本理念を定めます。

基本理念

- 宗像大社をはじめとする土地所有者と関係機関が連携し保存管理を確実に実施します。
- 史跡を構成する諸要素ごとの保存の方法に基づき、本質的価値の維持に努めます。
- 現状変更などの行為については、取扱い基準を定め確実に対応します。
- 史跡の保存の基礎となる調査研究やモニタリング調査を継続的に実施します。
- 防火、防犯、防災の対策を講じ、自然災害については迅速に対応します。

(2) 基本方針

基本方針

- 地下遺構に悪影響を及ぼす行為は認めません。
- 史跡景観に悪影響を及ぼす行為は認めません。
- 信仰活動の継続に悪影響を及ぼす行為は認めません。

(3) 史跡範囲と区域区分

各史跡の特性に基づき、境内全体の調和を図るための保存・管理を行っていくため、境内の歴史的な変遷、過去の土地利用状況の分析から、その歴史的 중요性に基づいて、史跡範囲を第1種から第3種に区分しました。

表1 区域区分

区域の種別	区域の特徴
第1種区域	本質的価値を有する祭祀遺跡や本殿・拝殿を中心とした範囲。
第2種区域	祭祀遺跡や本殿・拝殿の価値を補い、また関連している範囲。 本質的価値を有する地下遺構や地上遺構（構造物）も含まれる。
第3種区域	史跡の保護や活用に必要な範囲。 本質的価値を有する地下遺構や地上遺構（構造物）も含まれる。

1) 宗像神社境内区域区分模式図

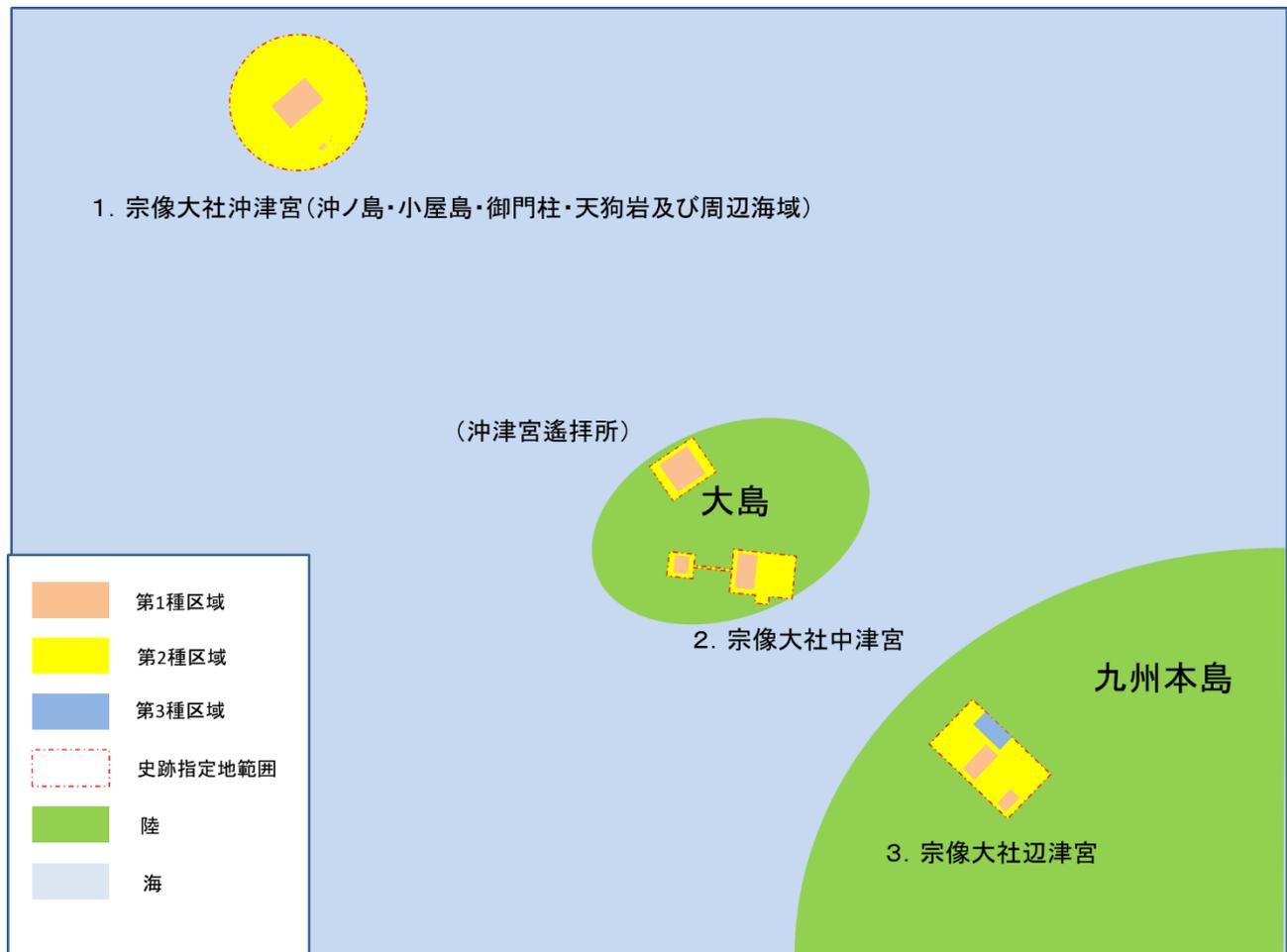


図4 「宗像神社境内」区域区分模式図

1) - 1 宗像大社沖津宮（沖ノ島・小屋島・御門柱・天狗岩及び周辺海域）

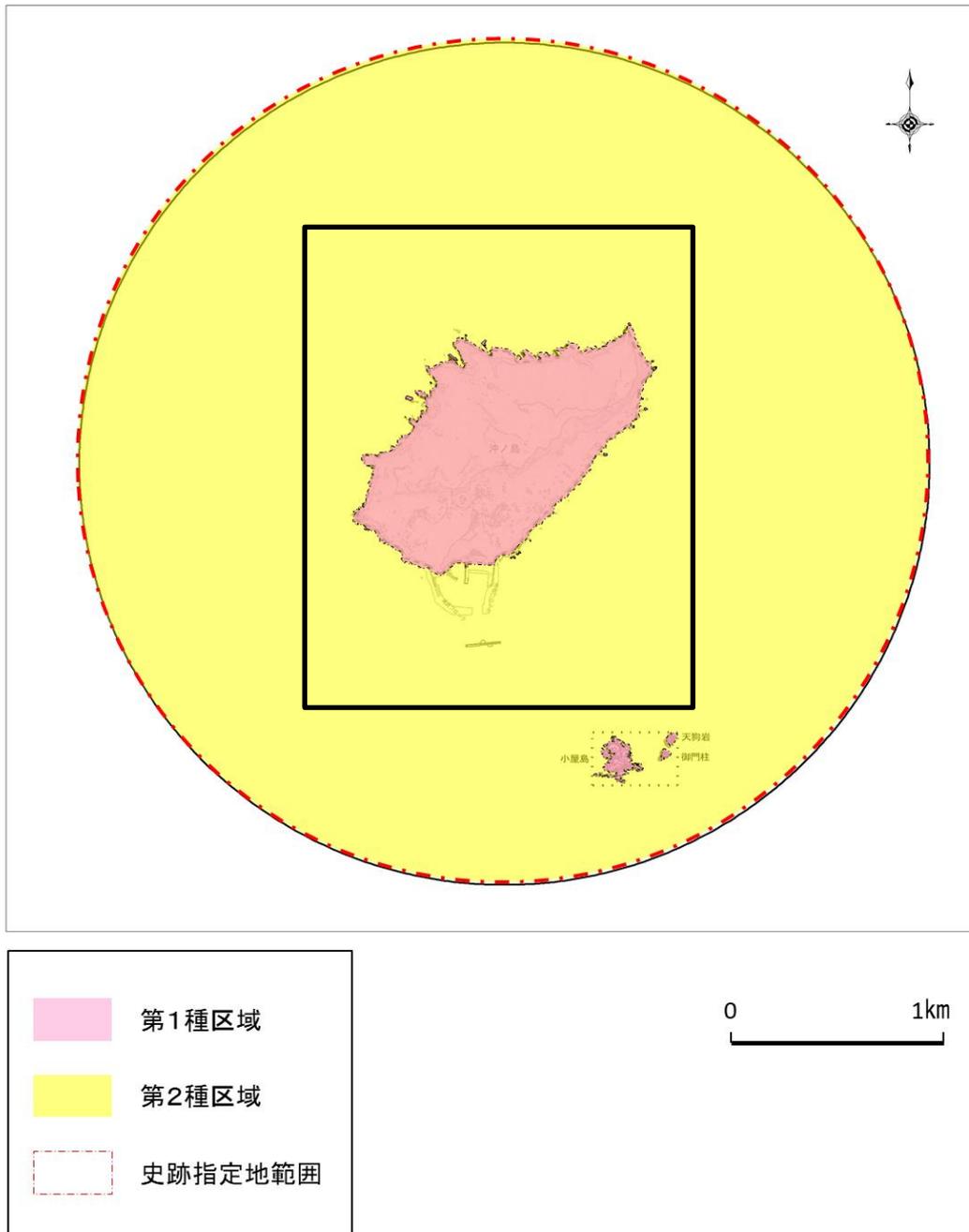
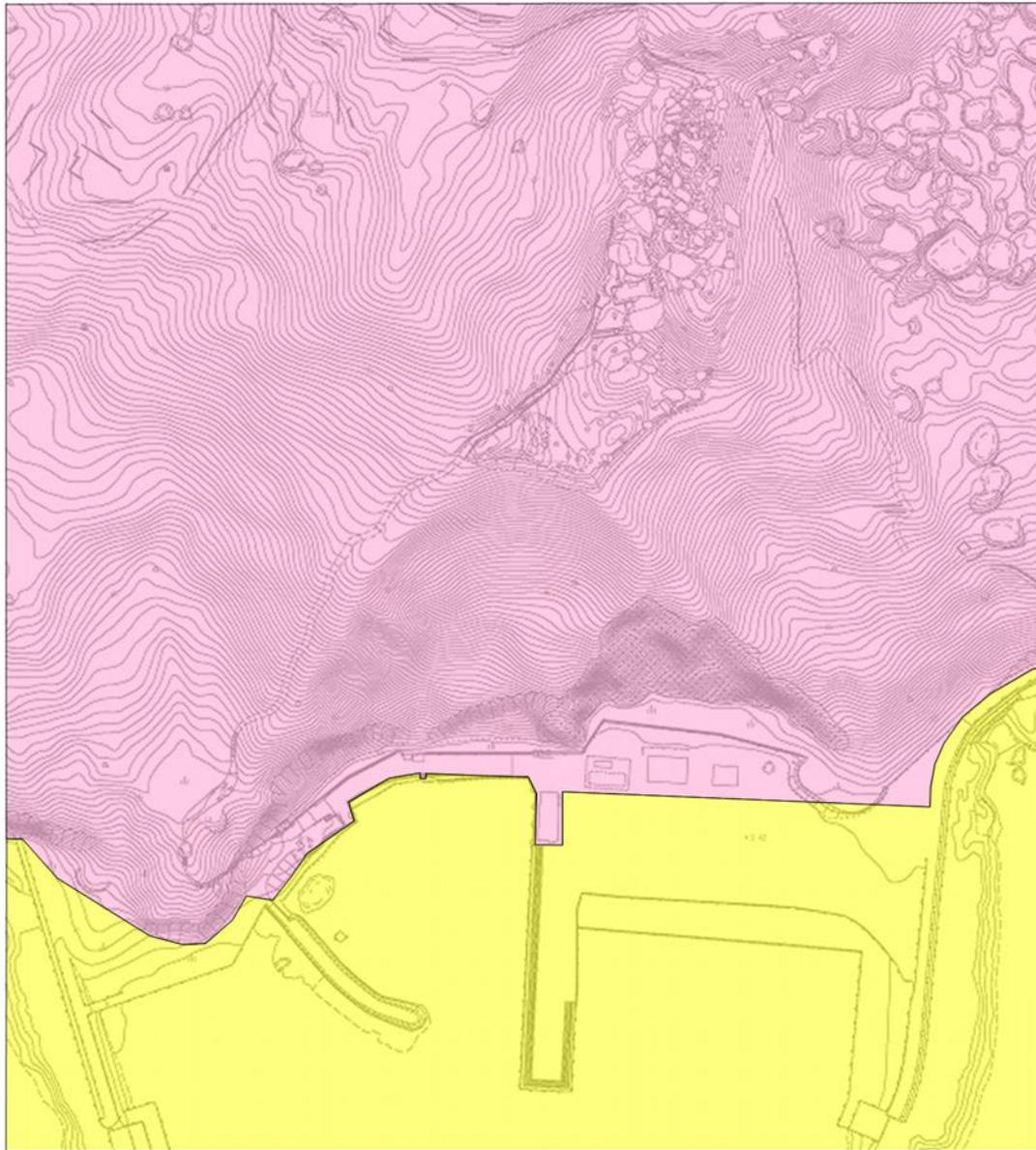


図5 境内別地区区分図 宗像大社沖津宮（沖ノ島・小屋島・御門柱・天狗岩及び周辺海域）



0 100m



図7 境内別地区区分図 宗像大社沖津宮（沖の島漁港付近）拡大図

1)-2 宗像大社沖津宮（沖津宮遙拝所）

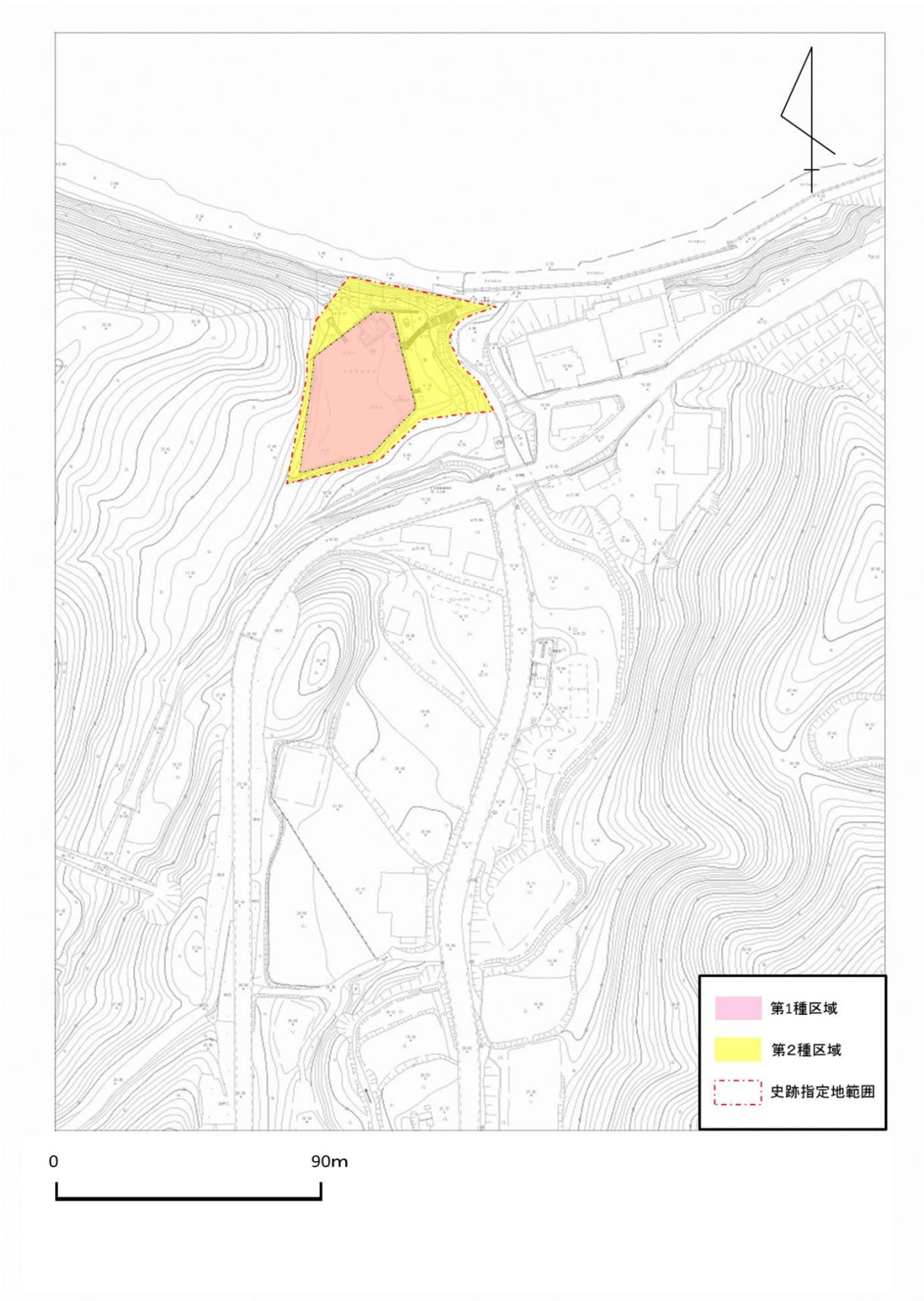


图8 境内別地区区分图 宗像大社沖津宮（沖津宮遙拝所）

2) 宗像大社中津宮

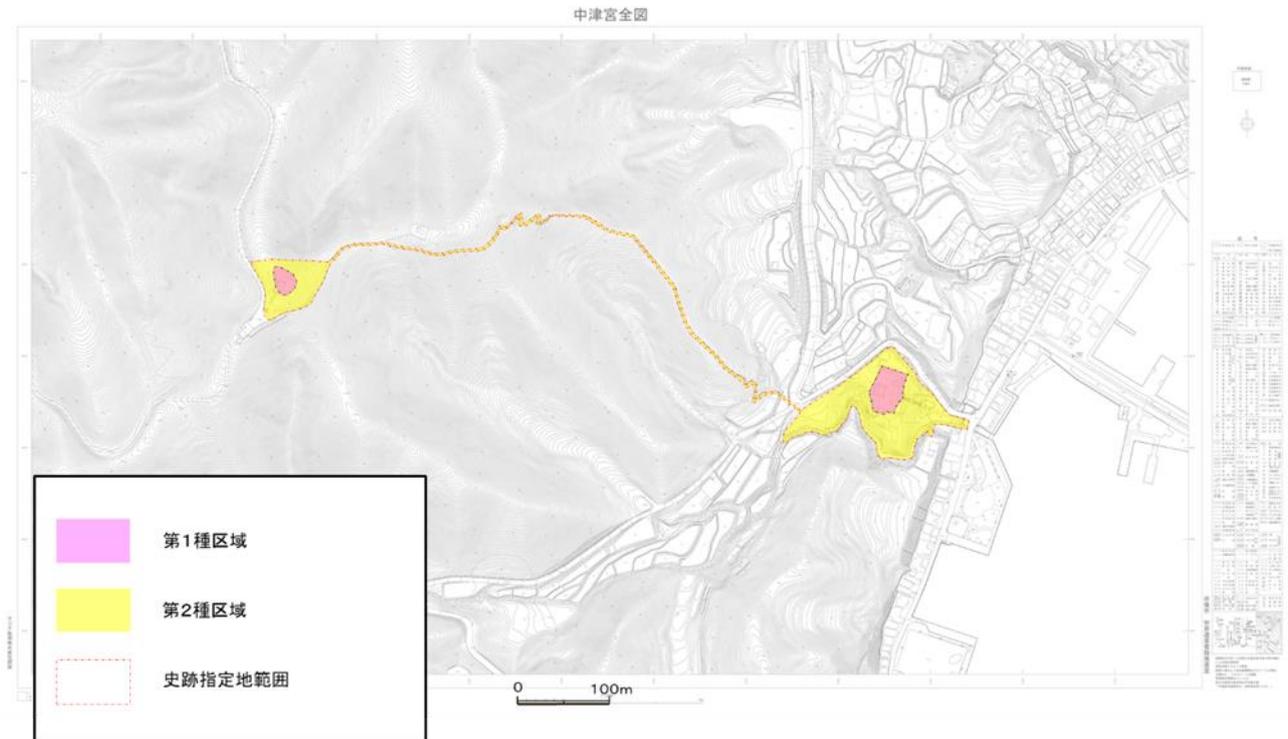


图9 境内別地区区分图 宗像大社中津宮

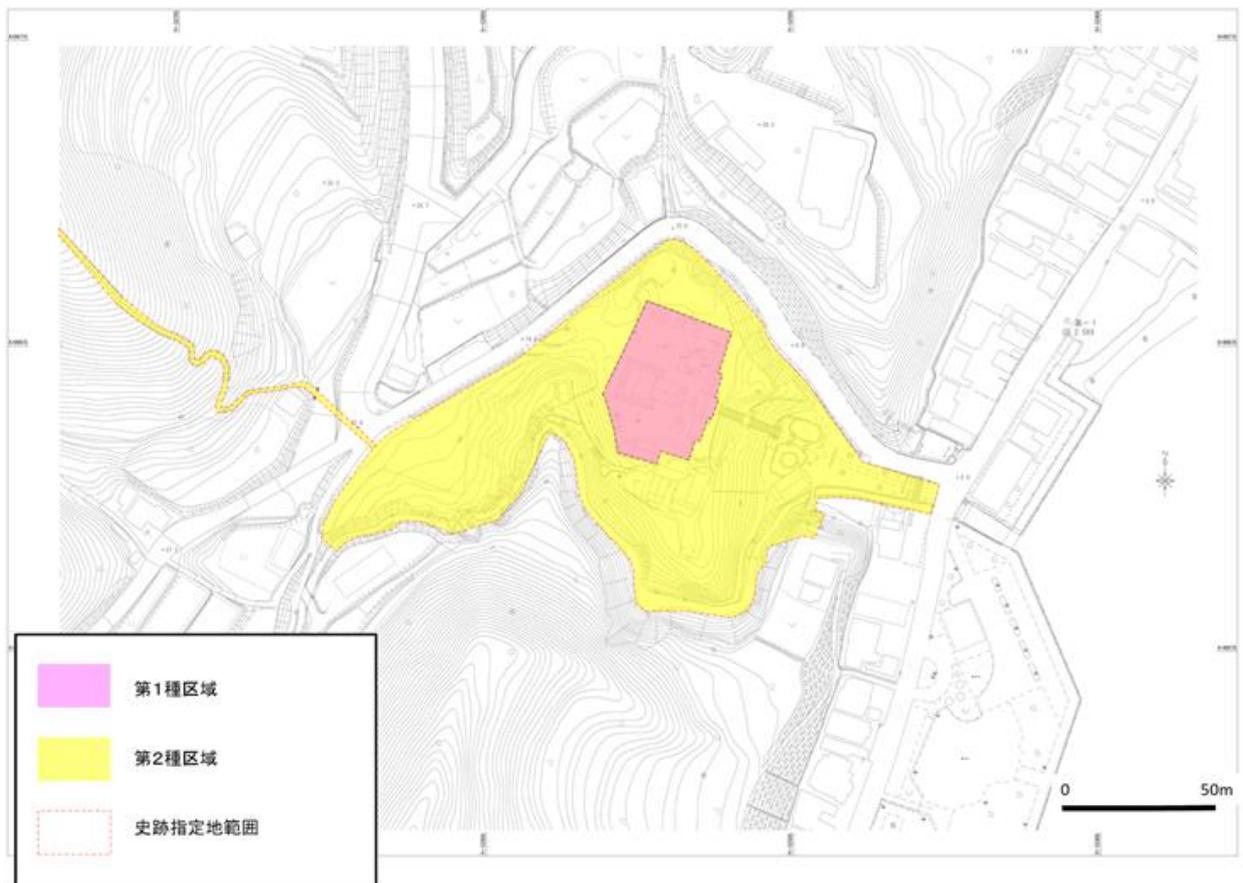


图10 境内別地区区分图 宗像大社中津宮 (社殿周辺) 拡大図

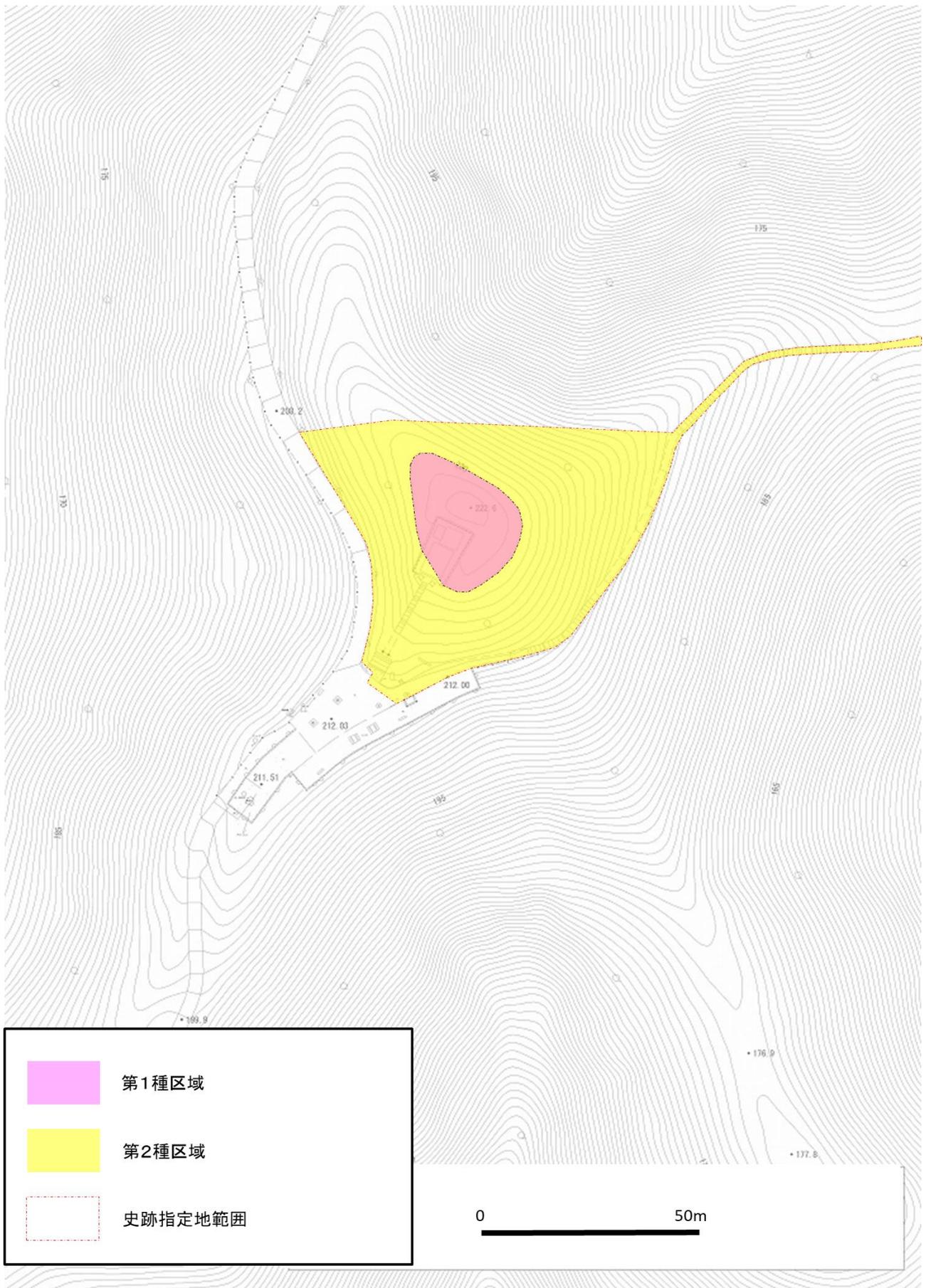


图 11 境内別地区区分图 宗像大社中津宮（御嶽山祭祀遺跡周辺）拡大図

3) 宗像大社辺津宮

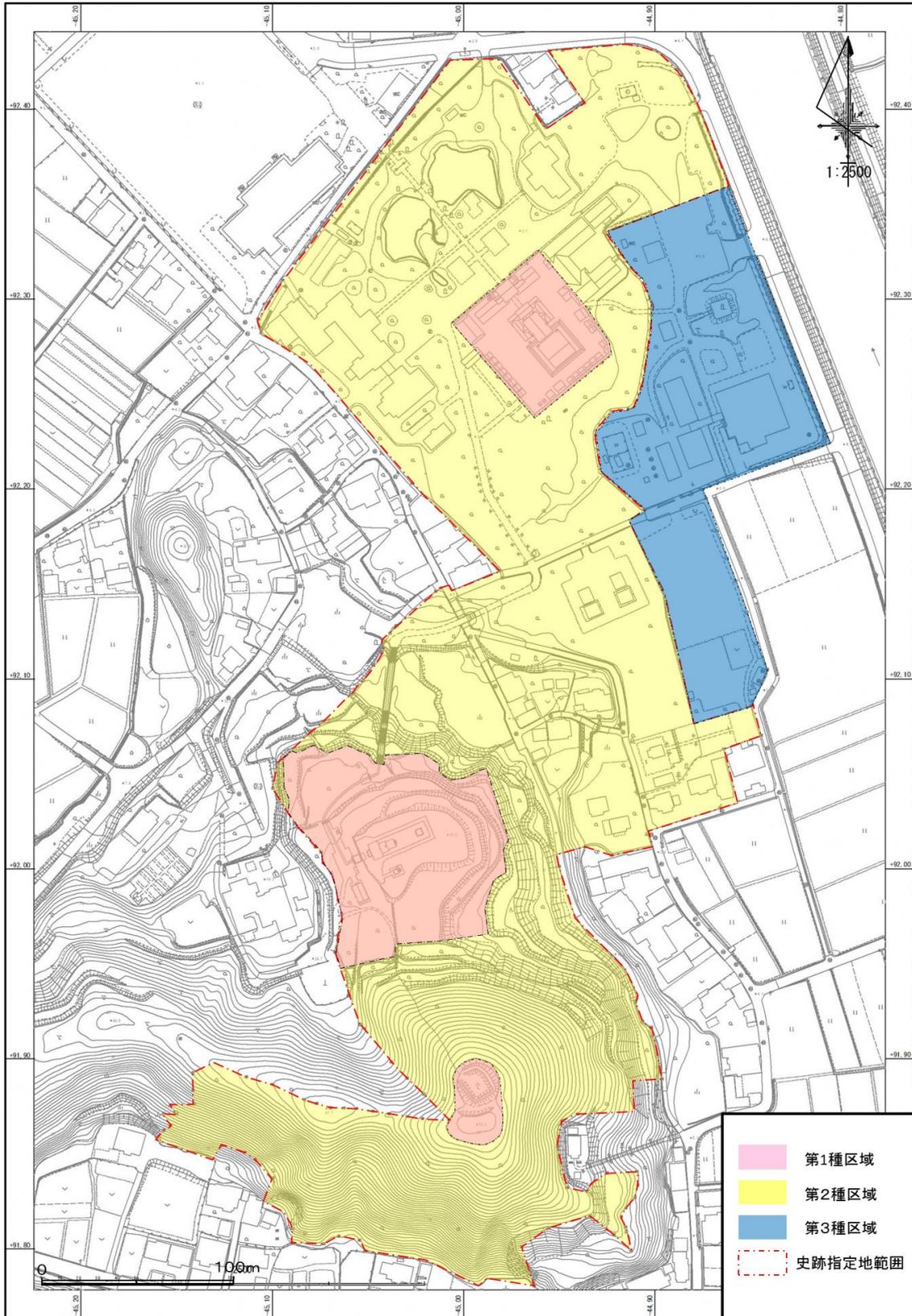


図 12 境内別地区区分図 宗像大社辺津宮

(4) 現状変更の取扱基準

1) 地下遺構、水中遺構の調査

遺跡範囲を確認するなどの地下遺構の学術調査や整備などに伴う確認調査、また沖ノ島周辺海域においては水中遺跡の調査を実施するときは、以下の基準で行うものとします。

表2 現状変更の取扱基準（地下遺構・地上遺構）

区域区分		第1種区域	第2種区域	第3種区域
分類				
本質的価値を構成する地下遺構の調査		認めます。ただし、遺構保護の観点から最小限の範囲とします。		
神社に関わらない歴史的要素及び地下遺構の調査				

2) 地形の改変、木竹の伐根

自然地形や地割をやむを得ず改変する行為は以下の基準で行うものとします。

樹木の伐根や新たに植栽する行為は以下の基準で行うものとします。

表3 現状変更の取扱基準（地形・社叢）

区域区分		第1種区域	第2種区域	第3種区域
分類				
自然・地形	地形地割の改変行為	認めません。	認めます。ただし、必ず、史跡の本質的価値に悪影響を与えないようにし、遺構がある場合は保存を優先します。	
	境内における樹木の植栽や木竹の伐採及び伐根	認めません。ただし、本質的価値を高める（保護する）行為に限り認めます。		

3) 区域区分内での基本的な行為

史跡内で現状変更の許可を要する行為は、以下の基準で行うものとします。

表4 現状変更等の取扱基準（構造物）

分類		区域区分		第1種区域	第2種区域	第3種区域
要素	本質的価値を構成する	建築物	修理・改修	認めます。		
			除去・移築・減築	認めません。		
	工作物	修理・改修	認めます。			
		除去・移築・減築	認めません。			
	土木構造物	修理・改修	認めます。			
		除去・移設・減設	認めません。			
本質的価値とは異なる要素	建築物	修理・改修	認めません	認めます（※2）。		
		新築・増築	（※1）。			
		除去・移築・減築	認めます（※2）。			
	工作物	修理・改修	認めません			
		新築・増築	（※1）。			
		除去・移築・減築	認めます（※2）。			
	土木構造物	修理・改修	認めません			
		新設・増設	（※1）。			
		除去・移設・減築	認めます（※2）。			

※1：本質的価値を高める（保護する）行為を優先し来訪者の安全を確保する行為に限り認めます。遺構がある場合は保存を優先します。

※2：史跡の本質的価値、境内の配置構成や史跡景観に悪影響を与えないようにし、遺構がある場合は保存を優先します。

実際に現状変更等の行為を実施する場合は、関係部署との事前の協議を要することとします。

(1) 基本理念

史跡の適切な活用を推進するため以下の基本理念を定めます。

基本理念

「正確な情報の収集、発信に努め、地域コミュニティ等とも連携し、信仰を侵すことのないよう配慮し、来訪者への適切な誘導や対策を講ずるほか、次世代へ郷土の誇りを継承していきます。」

(2) 基本方針

基本方針

- 1) 「史跡」のあらゆる観点から情報を収集し発信します。
- 2) 「史跡」の保存活動や啓発活動を地域コミュニティや企業等と連携し進めます。
- 3) 「史跡」と有機的に結びつく歴史的素材を積極的に活用します。
- 4) 「史跡」を地域の誇りとして次世代に伝達します。

(1) 基本理念

静謐かつ尊厳のある信仰の場としての雰囲気を持続しつつ、人々の信仰の証となる祭祀遺跡や構造物、そして社叢を含む自然的要素を将来に守り伝えていくにあたって、海や旧入海（釣川）を介した三宮（沖津宮・中津宮・辺津宮）の関係性を重視した一体的な整備を目指します。

基本理念

静謐かつ尊厳のある信仰の場に相応しい史跡景観の維持向上に努め、歴史ある祭祀遺跡や構造物、自然的要素が一体となった価値を広く伝え、将来に引き継いでいきます。

(2) 基本方針

基本方針

1) 保存のための整備方針

悠久なる歴史の中で培われた史跡が有する価値を将来へ継承していくように、史跡の本質的価値を構成する要素を確実に保存するための整備を実施します。

2) 活用のための整備方針

静謐かつ尊厳のある信仰の場に相応しい境内を感じつつ、史跡の本質的価値等を正しく理解してもらうため、安全で快適な史跡環境を整えます。

(3) 整備事業としての手順及び実施期間

史跡「宗像神社境内」の整備計画では、令和 17（2035）年度までを事業期間として設定していますが、本計画では、発行日から 15 年後の 3 月 31 日までとしています。

市及び宗像大社ほか関係機関は、本計画に基づき実施します。具体的な整備の手順に修正や変更がある場合は速やかに情報共有を図ることとしています。

表 5 計画期間

第 1 期	第 2 期	第 3 期
発行日～ 5 年後の 3 月 31 日	4 月 1 日～ 5 年後の 3 月 31 日	4 月 1 日～ 5 年後の 3 月 31 日

7. 運営体制

(1) 基本理念

基本理念

管理運営体制を整え、関係者間の意思疎通を図り、現状変更や災害時の対応など迅速かつ適切に行います。

(2) 基本方針

基本方針

地域に根ざした包括的な保存活用整備を進めるために、管理運営の方法及びそれらを効率的に進めるうえで必要な体制を整えます。

具体的には、史跡の土地所有者の役割を明確化し、行政関係機関の役割、土地所有者との連携のあり方を明確にしたうえで、管理・運営体制を構築し、適切な保存活用整備を実行します。

(3) 方法

保存活用に係る管理及び運営の推進にあたっての体制は以下のとおりとし、相互の情報共有や連携・協力を努めます。

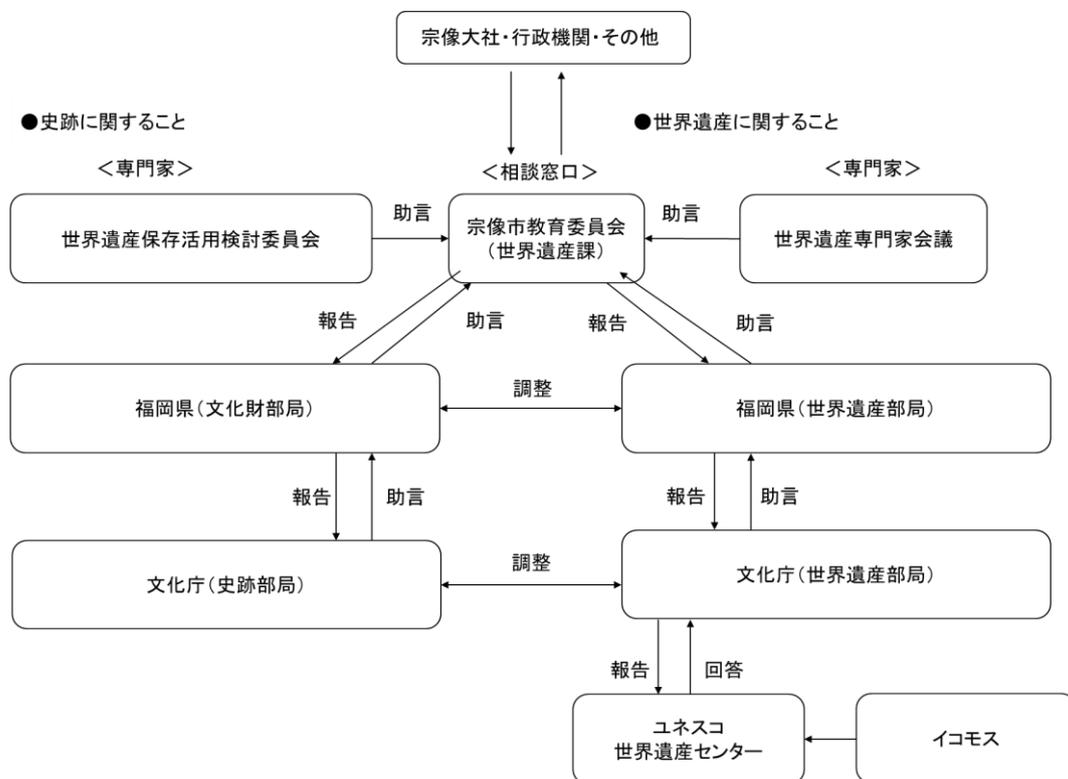


図 13 管理及び運営の推進体制

(4) 現状変更行為の手続き

「宗像神社境内」での現状変更行為に関する手続きは、下図に示すとおりとします。

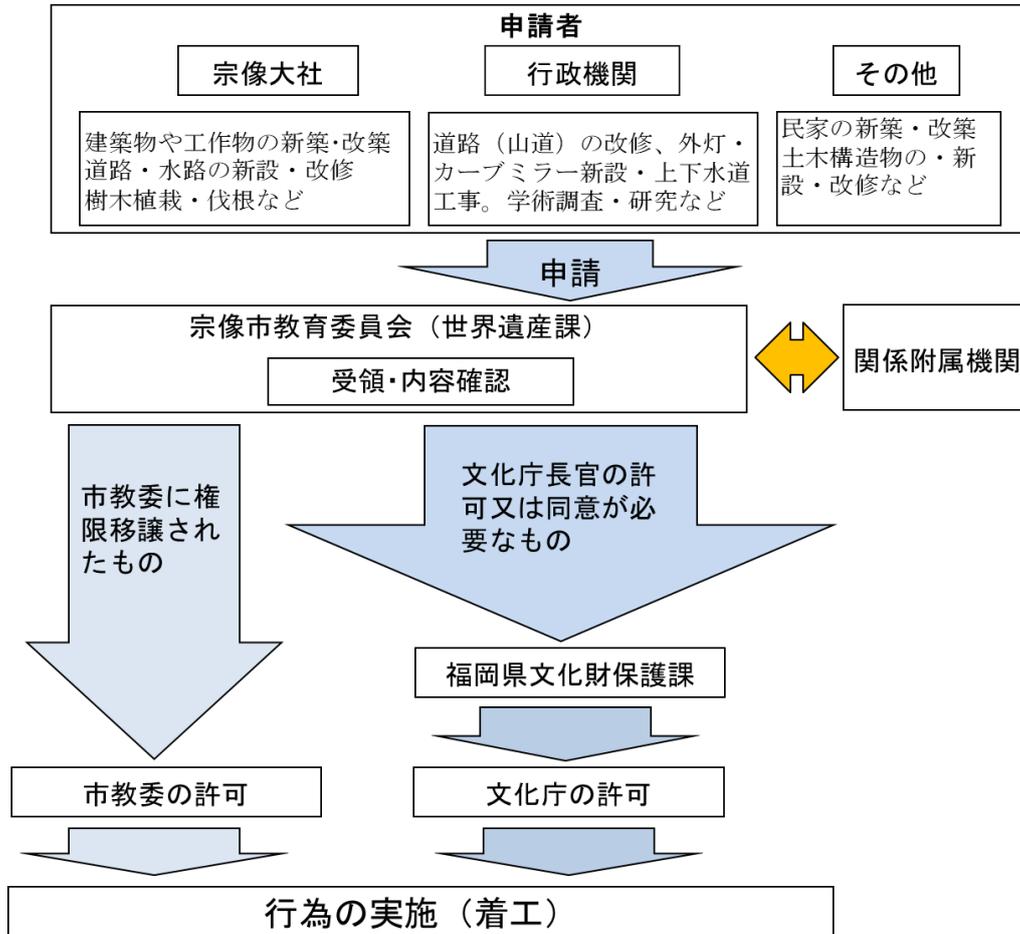


図 14 境内での現状変更行為の手続き

(5) 災害時の手続き

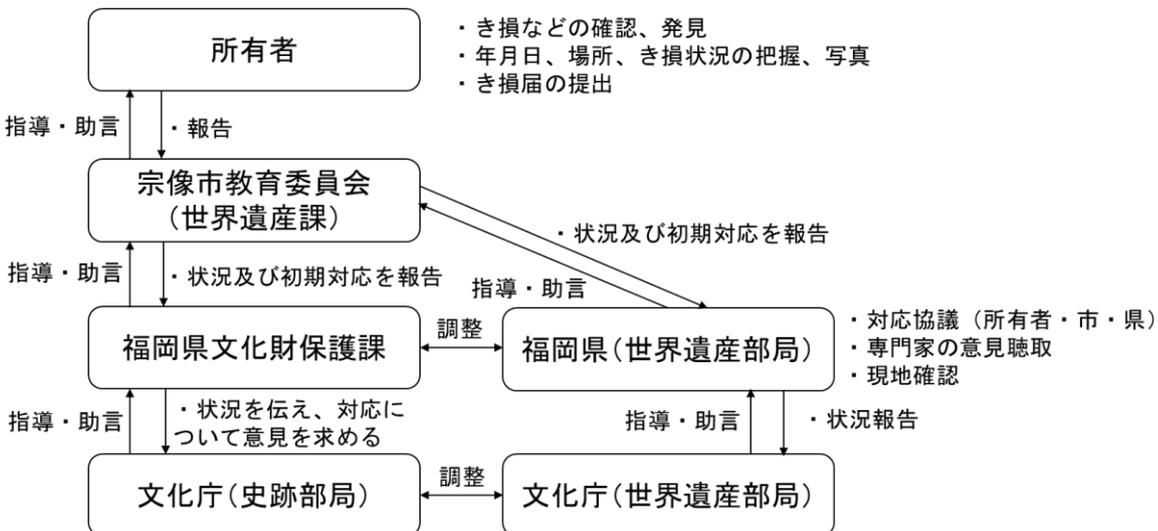


図 15 災害時の体制

国指定史跡「宗像神社境内」
保存活用計画
◆ 概要版 ◆

発行日 令和4(2022)年4月1日

発行 宗像市教育委員会(世界遺産課)

〒811-3504 福岡県宗像市深田 588

宗像大社

〒811-3505 福岡県宗像市田島 2331

印刷 ニシムラ印刷

〒811-3431 福岡県宗像市田熊六丁目 3 - 25

